

第17回投資等ワーキング・グループ
議事概要
(製作取引関係部分抜粋)

1. 日時：令和元年5月17日（金）10:10～12:10
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用3特別会議室
3. 出席者：
（委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）
（専門委員）角川歴彦、村上文洋
（事務局）田和規制改革推進室長ほか
（ヒアリング）
総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当） 奈良俊哉
総務省情報通信行政局情報通信作品振興課長 渋谷闘志彦 ほか

（前略）

○原座長 角川専門委員のおっしゃるように、まさにこれはデジャビュで、ずっとやっている議論なのだと思います。それで、下請法をつくっても実態がなかなか改善しなかった。これは、適用対象が限定的で制約されているといった課題があったわけですね。そうした中で、今回、法的な枠組みでさえないガイドラインを改正して、事前協議が大事ですよという、これで何か変わるとは、私は全く思わないです。事前協議をやっても、問題の根源は、協議をする主体間で力の差がある。放送事業者と製作会社の間に力の差があるということが問題なので、これは協議をしても変わらない。全く変わらないとは言わないまでも、本質的なことがなかなか変わらない可能性が高いのだと思います。それで、私たちは、先ほど申し上げましたように繰り返し申し上げているのは、力の差を解消する、補完するような方策が必要なのではないか。その一つが法的な制度、これは下請法の適用対象を見直すといったこともあるのかもしれないし、昨年、議論したときには、建設業法のような新たな枠組みといった議論もしましたけれども、そういった法制度が必要なのではないかということが一つ。もう一つが、力の差のある人、弱い人が駆け込めるような場をきちんとつくる。これは必須ではないかということを上げてきたわけですね。先ほどのお答えは大変不満足でありまして、法的な制度については、ガイドラインはお願いベースなのだけでも、それでとりあえず頑張ってみようと思いませんということだったのですが、それでは足りないと思いますので、ぜひこれは今年度上期の間に、取引ルールの策定については、ぜひ引き続き十分に議論をいただきたいと思います。また、このコンプライアンス体制、苦情申し立ての窓口などについて、実証事

業でやってみるということでしたが、これは必ず必要だと思いますので、そういった枠組みのあり方についても、ぜひ今年度上期の間に引き続ききちんと議論をいただけたらと思います。

○総務省（渋谷課長） この業界では、放送コンテンツ適正取引推進協議会という全ての放送関係団体と全ての制作会社関係団体が入っている協議会が2年前につくられて、共同のテキストをつくって、共同のホームページをつくって、一緒に講習会をやっているという動きを本当にこの1～2年で加速させています。そういうことで、我々としては、民間主導で、制作会社もすごく一生懸命にこの適正取引に取り組んでいらっしゃいます。こうした動きに水を差すようなことはしたくない、むしろ応援していきたいと思っていて、それでこのガイドラインも全ての関係団体を入れて意見を聞いて、丁寧に毎月一生懸命議論をしてこのガイドラインにまとめてきております。それを守っていただいて、皆さん、この新しいガイドラインをこの協議会で守っていくのだということを決意表明されていますので、まずはそういった動きを見守っていただければと私たちは思っています。

○原座長 くどのようなのですが、これは実効性が上がらないといけないと思います。私は先ほど法的な枠組みの話も言いましたが、法的な枠組み以外で、ガイドラインで改善していけるところもさらにあるのかもしれませんが、ただ、事前協議をしっかりとやってくださいというだけではなくて、より実効性を高めるための方策が必要なのではないか。事前協議をする中で、いかにその弱い立場の人が主張をきちんと貫徹できるような、きちんとぶつけられるよう枠組みをつくれるのかといったことも、もう少しお考えいただく余地があるのではないかと思いますので、これは申しわけないのですが、引き続き御検討をお願いできないかと思います。

以上